

令和4年10月18日(火)

# 令和4年河南町議会10月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会



令和4年河南町議会第2回10月臨時会議会議録

年 月 日 令和4年10月18日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

1番	高田	伸也	2番	松本	四郎
3番	河合	英紀	4番	大門	晶子
5番	力武	清	6番	佐々木	希絵
7番	廣谷	武	8番	浅岡	正広
9番	福田	太郎	10番	中川	博

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田	昌吾
副 町 長	城田	国昭
教 育 長	中川	修
総合政策部長	渡辺	慶啓
総 務 部 長	多村	美紀
住 民 部 長	福田	新吾
健康福祉部長兼総合保健福祉センター長	田村	夕香
まち創造部長	安井	啓悦
まち創造部理事	日根	直哉
総合政策部秘書企画課長	森口	竜也
総合政策部危機管理室長	木矢	哲也
総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田中	啓之
総務部人事財政課長	後藤	利彦
総務部契約検査室長	岩根	有津佐
総務部副理事兼施設営繕課長	牧野	勉
総務部副理事兼まち創造部副理事	西本	伸二
住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長	北野	朋子
住民部保険年金課長	桶本	和正

住民部 税務課長	渡 辺 恵 子
健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長	和 田 信 一
健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長	辻 元 哲 夫
まち創造部地域整備課長	藤 木 幹 史
まち創造部農林商工観光課長併農業委員会事務局長	池 添 謙 司
まち創造部副理事兼都市環境課長	大 門 晃
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	中 筋 美 枝
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	湊 浩
教 ・ 育 部 教 育 課 長	中 海 幹 男
教 ・ 育 部 こ ど も 1 ば ん 課 長	山 田 恵
教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	森 弘 樹
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	谷 道 広
課 長 補 佐	門 林 純 司

会議録署名議員

1 番 高 田 伸 也  
2 番 松 本 四 郎

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第3まで、及び追加日程

令和4年河南町議会第2回10月臨時会議

令和4年10月18日（火）午前10時開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	会議期間の決定について	6
追加日程第1	副議長の辞職勧告決議	10
日程第3	議案第22号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第5号）	16
追加日程第2	副委員長の出席拒否に関する申し入れ書	19

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（大門晶子）

皆さん、おはようございます。

それでは、これより令和4年河南町議会第2回10月臨時会議を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（大門晶子）

本臨時会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、議事日程は、タブレットのほうに送信しています。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、1番 高田議員、2番 松本議員を指名いたします。

○議長（大門晶子）

日程第2 会議期間の決定についてを議題といたします。

10月12日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本臨時会議の会議期間については本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日1日と決しました。

○議長（大門晶子）

ここで、令和4年河南町議会第2回10月臨時会議の開催に当たり、森田町長から挨拶の申出がございましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和4年河南町議会の第2回10月臨時会議に際しまして、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。会議に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この週末、3年ぶりに秋祭りが開催されたということでございます。晴天にも恵まれて、いい祭りであったかなというふうに思っております。

さて、10月7日ですけれども、第2回の大阪南消防広域化協議会というのが柏羽藤消防本部で行われました。新たな消防組織の設立に向けて、関係市町村、南河内8市町村で一部事務組合方式とすることを決定いたしました。引き続き、令和6年4月から組合が開始するように向けて協議を行ってまいります。これまで以上に住民の皆さんの安全・安心に努めてまいります。

それから、本臨時会議にご提案申し上げます案件でございますが、予算案件1件でございます。

主な内容でございますが、新たに創設されました低所得者世帯等に対しまして、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を予算化しております。それから、マイナンバーカードの普及促進を加速させるためにマイナンバーカードの交付事務を外部に委託するとともに、併せてカナちゃんコインを1人当たり7,500ポイント差し上げるというような生活者支援事業も盛り込んでおります。また、10月の今月末から開始いたします新型コロナウイルスのオミクロン株への対応ワクチンにつきましても、集団接種に係る費用を計上させていただいております。

詳細につきましては担当者からご説明させていただきますので、ご審議を賜りまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大門晶子）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（大門晶子）

ここで、議長より申し上げます。

10月7日開催の10月臨時会議において、副議長の役員選出について審議する予定でありましたが、廣谷副議長が体調不良により当日欠席されたままでありますので、現時点で副議長からの辞職届が提出されておられません。

本臨時議会を開催するに当たり、議会が合議体の議事機関であるという性格から、正副議長が就任した時点で合議体としての議会が審議可能な状態になると考えられています。

そこで、本日の日程に入る前に、まずは副議長の役選に関する議題を追加し、先に処理をしたいと思います。そのために、本席に廣谷副議長がおられますので、副議長の辞職届を提出していただく必要がありますので、今、この場にて提出お願いできませんでしょうか。

(発言する者なし)

○議長（大門晶子）

お答えがありません。

議長より再度申し上げます。

ご存じのように、地方自治法では副議長の任期があるのでありますが、本町では申し合わせ事項により1年で辞任することが慣例となっています。全てを法律や条例で定められているわけではなく、それを補完するものとして河南町議会の内部で決めている議員間の合意として申し合わせ事項を運用し、それにのっとり、これまで先代議長による議会運営が行われてきて、何らかの役選の折も申し合わせ事項の遵守が臨時議会で決議されました。

その上で、なお、お返事がいただけないということでありましたら、今現在でこの理由をここでお示しいただけませんでしょうか。

(発言する者なし)

○議長（大門晶子）

お答えがないようであります。

本町では、申し合わせ事項が先例となって、過去の事実として役員選出において守られてきたものがありますので、内部の運営ルールを守るということを前提にするなら、守らないということにおいては住民の信頼を得ることは難しいというふうに考えています。

議会の審議がこのままでは停滞する可能性が高いことから、議長として重ねて辞職届の提出をお願いしたいと思います。副議長、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○議長（大門晶子）

提出をお願いしたいのですが。

佐々木議員、どうぞ。

○6番（佐々木希絵）

合議体と言うてますけれども、合議体と言いながら、副議長が不在のままいろんなことが



決まりましたよね、既に何度か。違いますか。

○議長（大門晶子）

副議長選出については決めていないんですが、役選のみを行っただけなんで。

○6番（佐々木希絵）

そうですね、役選は行われたわけですよね。できるんですよ。

合議体やから、今、このまま副議長が決まらへんかったら進められへんというのは、へ理屈ですよ。実際に決めたじゃないですか、議会運営委員会のメンバーやいろいろ。私たちの0.5人の権利も奪って不当に。成り立たないですよ、その理由。進めてくださいね。

○議長（大門晶子）

ほかにご意見ありませんでしょうか。

福田議員。

○9番（福田太郎）

動議。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

ただいま福田議員から動議が出されました。

○議長（大門晶子）

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立をまず求めたいと思います。

（「動議の中身聞いてからや」と呼ぶ者あり）

（「何の動議か聞いて」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

動議の説明をお願いします。

○9番（福田太郎）

副議長の辞職勧告決議（案）の動議を提出いたしたいと思います。

○議長（大門晶子）

今、福田議員のほうから廣谷副議長の副議長辞職勧告決議の動議が提出されました。所定の賛成者がいますので、動議は成立しています。

お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、廣谷副議長の除斥を求めます。

[廣谷副議長 除斥]

○議長（大門晶子）

では、動議提出者の説明を求めます。

福田議員、前のほうに登壇願います。

○9番（福田太郎）（登壇）

廣谷武副議長に対する副議長辞任勧告決議（案）に対して一言申し上げます。

廣谷副議長は、9月の定例議会最終日までに、全議員で承諾した河南町議会運営委員会に関する申合せ事項で自ら支持した副議長の任期1年を遵守することなく、役職選挙ができない状況をつくり出し、議会の軽視を表し、議員の規律を守る義務に完全に反している。

また、辞職届の提出を拒んでいる理由が、会派内で副議長職を確保するための手段とのことで、自主的であり、議会を私物化、混乱させる原因になり、決して許される行為ではない。単に副議長職を望むのであれば、取決めどおりに辞職、再選は妨げないとし、再度、全議員に理由と根拠等説明し、理解を得るべきである。

会派のもう一人の議員は、委員長、副委員長を決める議員懇談会で自ら主張され、委員長職と彼の副議長職を実施されました。見習うべきである。

昨年9月の副議長選挙においても、廣谷議員に投票された方々は、よもや1年後、副議長職を去らざる懇願するような予想もしておらず、この行為はその方々の信頼を裏切るものであり、大いに反省し、速やかに正常な状況にすべきである。

河南町議会の歴史上、申し合わせ事項を破った議員は一人もいない。過去に、ある議員が破ろうとしたが、不信任決議の可決により就任辞職されたことで正常に戻ることもできた。このようなことが続けば、河南町議会歴史の汚点を残すことになり、今後、代々議員間で語ることになるのではないか。

副議長の報酬は、月32万2千円で議員より1万9千円多くなっている。それは、議長が欠けたとき、議長に代わり職務を代行するためであり、議員の人事を補助し、議事の円滑な運営する責務を負うからである。

しかし、現在には、新旧議長及び議会事務局からの要請にも9月定例議会最終日までには辞職届を出さず、役職の役選のための10月7日に行われた臨時会議までにも出さず、現在に至っても提出していない。このような行為は、さきに述べたとおり、議会の遵守を荒らし、副議長の責務を果たさず報酬だけを受け取る、副議長として決して許されるものではない。

今後、副議長職に居座るようなことがあれば、賛成議員の数でも分かるように、会議の開催も危ぶまれ、正常な議会運営ができなくなり、町行政にも迷惑をかけ、ひいては河南町住民の皆様や近隣市町村にも知れ渡ることになるので、このことを回避しなければなりません。よって、そのような事態になる前に、河南町議会は廣谷武副議長に対して、正常な議会運営を進めるために自ら副議長を辞職されることを強く要望する。

以上、決議といたします。よろしく申し上げます。

○議長（大門晶子）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

質疑がないようでありますので、質疑は終結いたします。

福田議員、ここで自席のほうにお帰りください。

では、次に討論を行います。

先に反対討論からお受けいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

では次に、賛成討論をお受けいたします。

中川議員。

○10番（中川 博）

今、福田議員のほうから辞職勧告の決議が出されました。

本来でしたら、今日も住民の方、来ていただいていますけれども、河南町議会の正常な形としましては、9月の定例会議に全て役選等は終わらして、10月に入りましたら新しい体制で臨むというのが普通の現状でございます。それが、先ほど議長からありましたように、わざわざ10月7日に臨時会議を開いているわけです、役選のために。これ、余分なことだと

思うんです。そして、今現在、先ほど議長から再三辞職願の提出を要望されましたけれども、出されておられません。

このような異常な状況をこのまま続けておりましたら、河南町議会として正常な形で運営できないと思います。なおかつ、新任の正副議長が誕生しましたら、近隣の自治体に挨拶も行かなければいけません。また、近隣の自治体のほうからも、河南町議会のほうに正副議長が決まりましたら挨拶に来られます。そのような段階でどのように対応するのでしょうか。それは、やっぱり考えてもらわなければいけないと思います。

そして、先ほどありましたように、河南町の申し合わせ事項につきましては、議会内のルールではありますけれども、唯一世間に知られるルールとしまして正副議長の任期がございます。例えば、正副議長が誕生しましたら、新聞報道で河南町で大門議長が就任されました、副議長は誰々が就任されました、任期は申し合わせにより1年ですというような報道がされます。唯一、申し合わせ事項の中で外部に知れ渡るルールでございます。そのことをやっぱり重視していただきまして、正常な議会に戻すためには、是非この辞職勧告決議を重視していただきまして、辞職届を速やかに出していただくことをお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長（大門晶子）

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

ご承知のとおり、副議長というのは、議会を代表する議長を補佐するとともに、公正・公平な議会運営に努める責務があります。住民から信頼される議会運営を推進する重要な職務です。

本町議会では、このような重要な職務を遂行する議長、副議長につきましては、任期については、地方自治法では正副議長の任期は「議員の任期による」となっておりますが、議会運営に関する申し合わせ事項で任期は1年と定め、議長、副議長の選挙については投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできると定めております。これは、全議員で承認いたしました重要かつ遵守すべき事項であります。

にもかかわらず、廣谷副議長は、このルールに背き、所属会派内で副議長を確保する手段として副議長の辞職届の提出を拒否しておられ、議会ルールを無視した許されない行為であります。

ここで、申し合わせ事項、すなわち慣習というものと法律の関係について触れておきたいと思えます。

法の適用に関する通則法第3条におきましては、法律と同一の効力を有する慣習について定めております。すなわち、「公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する」とあります。

したがって、このことから申合せ事項については遵守すべきものであります。したがって、速やかに副議長を辞職されるべく、副議長辞職勧告決議（案）に賛成いたします。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかに討論ございますでしょうか。

力武議員。

○5番（力武 清）

今日、動議が出されるというのは、私自身は分からなかったんですけども、今の河南町議会の異常な状態は早期に是正すべきことだという立場から、賛成させていただきます。

内容は、今、2人の議員の方が言われたように、河南町議会は長年にわたって議員間で決まっている申し合わせ事項というのは、長年の歴史的な経過の中で培ったもので、議員間の申し合わせというのは、住民から負託を受けた我々議員が法律以上に守らなければならない決議事項だというふうに、私は22年間議員をやって、それを遵守してきたつもりであります。

しかし、この議員活動の中で、これを守らなかった議員は過去にはおりません。いろいろ問題はあったにせよ、1年を経過すれば任意で辞職願を出されて、新たな役員を選出するというのが、この間、河南町議会はルールとして守ってきた経過があります。

そういう中で、今回の廣谷副議長が辞職願を出されなかったというのは、この慣例を無視するやり方で、許されない行為だというふうに思っております。それは、ひいては住民目線で、いつも彼はそういうことを言うておられますけれども、それとは相反することではないでしょうか。

よって、この廣谷副議長に対する辞職を求める、副議長の処遇を求める動議に対しては賛成させていただきます。

以上です。

○議長（大門晶子）

3人の方から討論が出ていますが、ほかに討論ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

ないようでございますので、ここで討論は終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、廣谷副議長の除斥を解きます。

〔廣谷副議長 復席〕

○議長（大門晶子）

廣谷副議長に申し上げます。

ただいま廣谷副議長の副議長辞職勧告決議が可決されましたので、お伝えいたします。

この時点で、恐れ入りますが、副議長に辞職届の提出をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（大門晶子）

力武議員。

○5番（力武 清）

動議が可決されましたけれども、ちょっと時間を置いて、休憩の動議を出したいと思いません。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

休憩の動議がありましたので、ここで休憩することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

それでは、休憩を挟ませていただきます。

休 憩（午前10時27分）

~~~~~  
再 開（午前10時40分）

○議長（大門晶子）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

この際、確認作業も含めて、申し合わせ事項に関する全員協議会の開催を提案させていただきます。

○議長（大門晶子）

ただいま全員協議会の開催要望がありましたので、ここで暫時休憩をし、全員協議会で町議会運営に関する申合せ事項について協議をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

（「異議あり。予算について呼ばれたのに、予算いいんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

そしたら、異議なしでいいですね。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

異議ありですか。

（「議長、採決」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

採決、先取ることいたします。

では、全員協議会の開催要望に関する事項に関して、開催することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。

では、これから後、5分後に、全員協議会のほうに議員の皆様方お集まりくださいますようお願いいたします。

（「議員だけで」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

議員だけで結構です。

また、理事者の方におきましては追って連絡させていただきます。よろしくお願いします。

休 憩（午前10時42分）

~~~~~

再 開（午後 1時40分）

○議長（大門晶子）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 議案第22号 令和4年度河南町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめたいと思います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

多村総務部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、提案理由の説明させていただきます。

タブレットのほうは868、令和4年10月11日議案送付でございます。

資料のほうは7ページをご覧ください。

議案第22号

令和4年度河南町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度河南町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,566万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,784万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月18日提出

河南町長 森 田 昌 吾



8ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 地方交付税、(項) 地方交付税731万5千円の追加。

(款) 国庫支出金、(項) 国庫負担金5,544万円の追加。

(項) 国庫補助金1億9,729万3千円の追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金561万9千円の追加でございます。歳入合計で2億6,566万7千円の追加、補正後予算額を67億8,784万円とするものでございます。

続きまして、9ページでございます。

歳出です。

(款) 総務費、(項) 戸籍住民基本台帳費1,134万4千円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費1億263万円の追加。

(款) 衛生費、(項) 保健事業費8,611万円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費300万円の追加。

(款) 商工費、(項) 商工費6,258万3千円の追加でございます。歳出合計で2億6,566万7千円の追加、補正後予算額を67億8,784万円とするものでございます。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大門晶子)

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ、質疑があれば、お受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大門晶子)

なければ、お諮りいたします。

日程第3 議案第22号の審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長(大門晶子)

異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第22号の審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩（午後 1 時 4 5 分）

~~~~~

再 開（午後 3 時 3 2 分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 3 議案第 22 号 令和 4 年度河南町一般会計補正予算（第 5 号）について、予算・決算常任委員会委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

高田委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（高田伸也）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本日、開催されました令和 4 年第 2 回 10 月臨時会議において、当委員会に付託を受けました案件は、議案第 22 号 令和 4 年度河南町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

委員会を開催し、慎重に審査を行いました。結果についてご報告申し上げます。

議案第 22 号 令和 4 年度河南町一般会計補正予算（第 5 号）は、討論なしで採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会での内容につきましては、議長を除く議員全員が委員であり、十分慎重にご審査願ったと思っております。よって、省略させていただきます。

以上、一般会計補正予算（第 5 号）の審査結果の報告とさせていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日、ご覧いただければ結構かと思います。

また、理事者におかれましては、当委員会中、委員より指摘並びに要望等が出ておりました事項につきましては、精査されますよう委員長より申し添えます。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大門晶子）

予算・決算常任委員会高田委員長の審査報告は終わりました。

慎重なる審査お疲れさまでございました。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。高田委員長、自席に戻っていただいて結構です。

これより討論、採決に入ります。

議案第 22 号 令和 4 年度河南町一般会計補正予算（第 5 号）についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

討論はないようですので、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時35分）

~~~~~

再 開（午後4時04分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議会運営委員会浅岡委員長から、令和4年10月14日に、副委員長の出席拒否に関する申し入れ書が議長宛てに提出されました。

〔「異議あり」の声起る〕

○議長（大門晶子）

異議、賛成いらっしゃいますか。

廣谷議員どうぞ。

○7番（廣谷 武）

私、議会運営委員会の12日でしたか、熱があるから、やっといってくれというようなことを言いましたけれども、これは朝、議場に来て、いろいろ申し入れて、議長にもいろいろ話をして、その以前に37度7分の熱が出て、コロナだったらすごく皆さんに迷惑かけるといってコロナの検査に参りました。そこで、後日、コロナの陰性ということで連絡をもらいましたので、まだ熱あって、いろいろ体調が悪かったんですけども、委員会に出てまいりました。そこで、事務局長に熱があるからちょっと休むというようなことを言いました。別に拒否したわけではございません。

そして、いきなり事務局から、診断書を提出ください。僕、この16年やっていますけれども、委員会を休んだ人に診断書を提出するとか、議会休んだ人もいっぱい見えていますけれども、診断書を提出してくれというのを聞いたことがありません。そこで、別に拒否するわけ

じゃありませんけれども、その診断書、これは誰が言うているかというようなことを聞きました。何の権限で言うているのか。診断書提出を、同じ議員でありまして、その中で休んだ方もございます。私、診断書も持っています。提出する義務が、誰の権利でそれが発令してやる、その根拠をはっきりしてくれと朝一番に事務局に問い合わせました。返事はございません、いまだに。

私、5期やっていますけれども、今までに委員会を休んだ方に診断書の提出とか、議会議長を休んだ方に提出とか、議長もやりましたけれども、そういうふうなことは一回もございません。

今、会派構成で、役選で朝からいろいろもめています。そういう中で、役選のことはこの議会の中で済むことで、それを外に持ち出して、いろいろ今日も議論されました。これは最終的に元に戻して、幹事長同士話ししてくれというようなことを言いました。その中で、議会運営委員会で一言も、拒否すると委員長に申し入れた覚えはございません。

それを、今、また発議で拒否した件というのなら、おかしい具合ですわ。今まで議場の中で、採決で退席された方も多数おられます。委員会も出なかった人、多数ございます。でも、何の権限で診断書を提出しようと、この法的根拠を示していただきたい。これからずっと委員会欠席された方、毎回毎回細かく追跡して、診断書を提出するとか、今までも記録いろいろございます。それを議題に上げて、もともとの発議からおかしい。私は、これで退席させていただきます。

〔廣谷武議員 退席〕

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

賛成の方いらっしゃいますか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

動議は成立しました。

提案理由の説明を求めます。

○議長（大門晶子）

先に、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数であります。

(発言する者あり)

○議長（大門晶子）

では、提案理由の説明を求めます。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

先ほど、議長の発議にもありましたように、私、議会運営委員会の委員長及び高田委員から、副委員長の出席拒否に関する申し入れ書というような内容で、令和4年10月14日に議長宛てに提出させていただきました内容について、読み上げさせていただきたい動議です。

○議長（大門晶子）

読み上げることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大門晶子）

起立多数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

もう退席をしておりますので、提出者の説明を求めます。

登壇して説明をお願いできますか。

○8番（浅岡正広）（登壇）

それでは、先ほど議長から発議がありましたように、副委員長の出席拒否に関する申し入れ書という内容で、大門議長に私、議会運営委員長の浅岡正広、高田委員両名で提出させていただきました。日付は令和4年10月14日です。

読み上げさせていただきます。

#### 副委員長の出席拒否に関する申し入れ書

大門議長におかれましては、河南町議会の運営に日々ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、大門議長もご存知の通り一昨日10月12日午前10時開催の議会運営委員会において副委員長である廣谷議員が、正当な理由なく会議の出席を拒否されたことは、地方自治法第134条に抵触するものと考えられます。

つきましては、議会の議決を経ていただき相当の懲罰を対象とした取り計らいをよろしく  
お願いし、今後の円滑な議会運営に繋げて頂ければと存じます。

以上、申し入れいたします。

これらをもって、懲罰動議といたします。

以上です。

○議長（大門晶子）

今の提案理由に対して、何か質問される方いらっしゃいますか。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

先ほど、廣谷議員もおっしゃっていたんですけれども、体調不良とそのとき言っているはずなんです。その前の段階から体調不良があったと。無理ないですよ、この寒暖差が当時すごく激しい中で、毎朝毎朝、イチジクを雨に打たれながら取っていたと。高齢になってきたので、なかなか厳しくなってきたと。

その中で、体温計の写真も私も見せられました。病院にも行って、一応コロナの検査も受けてこないといけないよということも申し上げました。コロナの検査の結果は陰性だったんですけれども、でも体調不良、熱が上がったり下がったりというのは普通ですよ。診断書も持っている。

ただ、提出する根拠がない。誰にそんな提出しろと言える権限があるのか、そこをまずはっきりしてほしいということをお願いしていたんです。そのこともなしに、動議で出席拒否と決めつけて懲罰を行うと、どこに正当性があるのかなというところです。

また、懲罰というのは、例えば不規則発言があったり、誰かの暴言があったり、そういったときにされるもので、出席拒否と勝手に決めつけているだけで、違うと言っているのに、だからすぐ懲罰に直結するというのは、それこそ河南町議会のこれまでの歴史であり得ない話ですけれども、そのあたりどう考えていますか。体調不良という主張については。

○議長（大門晶子）

答弁できますか、浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

暫時、休憩求めます。

○議長（大門晶子）

では、暫時休憩します。

休 憩（午後4時15分）

~~~~~

再 開（午後4時16分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

今、佐々木議員より質問ありました体調の件なんですけれども、当日10時からスタートやったんですけれども、議会運営委員会のほうが。それで、9時半ぐらいに正副議長、幹事長の公の会議じゃないんですけれども、話合いを設けたいというような形で議長からお聞きしておりました。その中で、議会運営委員会開催の寸前まで、その会議体が設けられていたのを記憶しております。

私も早めに委員長席に着いておまして、会議体の行われた会議室から会派室のほうへ戻られる廣谷議員を確認させていただきました。通常のような雰囲気でしたので、出席してただけというふうな形で思っておりましたら、その後、議長よりその会議体の内容について聞かされました。委員会に出席したら案分を認めることになるというような副議長兼副委員長からの発言があったということと、議会運営委員会を行うのであれば、廣谷議員以外の委員を1人、委員会室から出ていただいて、5名なんですけれども、その代わりに佐々木議員を入れるなら自分も入るといったような言動があったということを議長から確認いたしました。

それらを踏まえて、私ももう席に着いておりましたので、事務局のほうに最終確認に行ってくれと、そういういろいろなことを耳にしましたけれども、確認に行ってくださいました、事務局のほうに。そしたら、最終、返ってきたのが欠席ということで、そういうような表現もしくは今のこの申し入れ書を提出するような形になった次第でございます。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

直前まで、9時半からも話合いがあって、9時半頃やったのかな、何か話をしていました、

確かに。案分の話は、まだ廣谷議員は納得されていないということで、委員会室から誰か1人出してくれということで、佐々木を入れろというよりは、最終的にはそういう形であるべきやと言っているだけで、それはおいおい、もう一回くじ引でもやり直してくれという話やったんですね。議長が言っていること、ちょっとずれているんですけども。

寸前まで姿を確認したということと事務局に確認したら出ないということやったというんですけども、私、会派室ではっきり、局長が呼びに来たときに、廣谷議員、熱あるからやっといと局長にはっきり言っています。

体調不良をそこまでとがめるんですかね。私も、今朝、体調不良を訴えて、正副幹事長の話合い、ちょっと別日にしてくれへんかなと、もしくはちょっと体調よくなってきてからやってくれへんかなということを申し入れたんですけども、誰も何も聞いてくれなかったですよ。むしろ、今、ちょっと体調いいから、今やったらやりに行こうとって呼びに行ったら、今ご飯食べているから後にしてくれと、体調不良よりも昼食を優先させるということも言われたんですね。体調不良をそんなに軽視するような議会でいいんですか。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）

先ほど来から申し上げていますように、そのときの状況を思い浮かべていただけたら誰しもご納得いただけるという委員長の判断で、そのようにさせていただきました。

以上です。

○議長（大門晶子）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

誰しものが誰しも納得していないから言っているんですよ。

私の体調不良は軽視されましたよね、実際、今朝。皆さんにされました。誰一人、体調不良やったらかわいそうやとか、ちょっと何とかということは誰も言ってくれなかった。廣谷議員の体調不良も、そうやって軽視していく。そんな議会、最悪なんですけれども、どう思いますか。

○議長（大門晶子）

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）



今日の朝のことも私に聞いていただいていると思うんですけども、今朝の佐々木議員から耳にしたことに対して、お腹、大丈夫というふうな形で私からはお話しさせてもらったはずです。誰もが気遣っていないとか、気にかけていないとかということでは全然ないと思います。

以上です。

○議長（大門晶子）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

今、提出者のほうから説明ありました当日の話ですけども、議会運営委員会の構成でもめておましてということですね。もめていて、そして公平性を欠いて、今、選ばれるメンバーから1人出て、佐々木議員と廣谷議員が入るんやったら出るというふうに言われたというように言われましたけれども、その事実確認は本当かどうか、ちょっと議長にお聞きしたいと思います。

○議長（大門晶子）

私は、そういうふうに確認したので、委員長のほうに報告いたしました。

（「完全に言ったことにされているやん、そしたら。そんなこと言ったらそうなるんやろ。言ってないから」と呼ぶ者あり）

○議長（大門晶子）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、私が質問していて回答していることに対して、横からちょっと言わないでほしいんですけども、それ確認できたらそれでいいです。

ただ、診断書の件も言われておりましたけれども、何で出さなあかんのと言われましたけれども、自ら潔白でしたら出されたら私はいいいんじゃないかと、せっかくあるんやったら出して、それ見いと、ちゃんと体調悪いやないかというふうに言われたら何ら問題ないと思うんですけども、その辺は、また診断書出していただいたら一番早いと思いますけれども。

○議長（大門晶子）

ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大門晶子）

浅岡議員、自席に戻っていただいて結構です。

ちょっとだけ休憩させてください。

休 憩（午後4時25分）

~~~~~

再 開（午後4時26分）

○議長（大門晶子）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立しています。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

起立多数と認めます。

河南町議会委員会条例に基づき、第6条では懲罰の動議があった場合は、懲罰は特別委員会が設置されたことになるというふうに規定されています。

ここで、懲罰特別委員会を設置することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大門晶子）

賛成多数と認めます。

懲罰特別委員会は、委員は6人編成となっています。懲罰を科すかどうか審査するために委員会を設置する必要がありますので、懲罰事案として懲罰に科すべきかどうか、また科すとなれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すかというふうなことをご協議いただきたいと思いますので、この間、懲罰特別委員会の設置に向けて、委員の選任をここでお願いしたいと思いますが、ご協議いただけますでしょうか、議員の中で。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（大門晶子）

異議なしと認めます。

それでは、懲罰特別委員会の委員になっていただける方を互選していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時28分）

~~~~~

再 開（午後４時３４分）

○議長（大門晶子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

委員長が決まりましたので、報告します。力武委員長、中川副委員長、佐々木委員、河合委員、松本委員、福田委員、この６名で審査をお願いしたいと思います。

委員が決まったところで、審査はこの程度にとどめまして一旦お持ち帰りいただき、後日改めて委員会のほうで審査を行っていただきたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（大門晶子）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了いたしました。

本臨時会議の閉議に際し、森田町長より挨拶の申出がございますので、お受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和４年河南町議会第２回１０月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、この臨時会議におきましてご提案させていただきました予算案につきまして、慎重審議の上、ご可決賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍されんことをお祈り申し上げます、簡単でございますが、閉議に当たってのご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

○議長（大門晶子）

森田町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議におきまして、字句等の修正がございましたら、議長において修正させていただきたいと思います。

それでは、これもちまして令和４年河南町議会第２回１０月臨時会議を閉じまして、散会といたします。お疲れさまでございました。

午後４時３６分閉会

~~~~~  
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（1番）

署名議員（2番）